

## デジタルハリウッド大学障害学生支援規程

令和2年4月1日 施行

### (目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、デジタルハリウッド大学における障害学生支援に関する基本方針に即して障害学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能に障害があることにより、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

### (責務)

第3条 学長、学部長および研究科長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

第4条 教職員は、障害のある学生が、不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、必要かつ合理的な配慮及び支援を実施する責務を有する。

### (支援希望の時期)

第5条 障害のある学生は、入学前、入学後いずれの時期においても、就学に必要な支援の申請を申し出ることができる。

### (支援希望の申請)

第6条 障害のある学生は、入学者選抜または入学後の教育上及び学生生活上に必要な支援希望の申請を行うことができる。なお、本人による申請が困難な場合には、その保護者が代わりに申請することができる。

### (支援計画の策定)

第7条 障害学生支援コーディネーターは、学生の支援申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係各所と協議し、個別の支援計画を策定する。

### (合意の形成)

第8条 支援計画は、障害学生支援担当コーディネーターより教育的ニーズと意思について聴取を行ない、十分な説明の機会を設けた上で、支援内容に関する共通理解および合意の形成を図らなければならない。支援計画は、学部においては学務委員会に、研究科においては教授会に上程し決議される。決議内容を当該学生へ報告し、支援を行う。

### (入学者選抜における支援体制)

第9条 入学者選抜における支援の相談は、入試広報グループを窓口とし、その支援の希望内容

を十分尊重した上で、合理的な配慮及び支援を入試委員会にて検討し、個別の支援計画を策定し、関係部署と連携して対応する。

(支援の実施)

第 10 条 具体的支援は、教職員が主たる責任を持って実施する。

(情報公開)

第 11 条 本学は、障害のある者への入学者選抜時及び在籍中の支援に関すること等を公表することとする。

(相談対応)

第 12 条 障害学生支援コーディネーターは、学内カウンセラーと連携し具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障害学生及び教職員からの相談があれば的確に応じ、具体的支援における課題の解決に努めなければならない。

(支援に係る事務)

第 13 条 障害学生支援に係る事務は、大学事務局において処理する。

(秘密保持義務)

第 14 条 障害学生支援に従事する者または具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密をもらしてはならない。

(補足)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項については、学長及び学部長及び研究科長が定めることができる。

第 16 条 この規程の改廃は、大学事務局の議を経て学長がこれを行う。

## 附則

(施行期日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。